

豊中市情報化推進施設エキスタとよなか設置要綱

(設置)

第1条 情報化社会における、地域の情報化の推進を図るため、市民の情報リテラシーの向上及び地域情報の発信を行うための拠点として、豊中市地域情報化推進施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 豊中市地域情報化推進施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊中市地域情報化推進施設エキスタとよなか
- (2) 位置 豊中市本町1丁目1番1号(阪急宝塚線豊中駅2階)

(エキスタとよなか運営協議会)

第3条 市長は、豊中市情報化推進施設エキスタとよなか(以下「エキスタ」という。)の事業を協議するために、豊中市と株式会社ジェイコムウエストで構成するエキスタとよなか運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の事務局は豊中市都市経営部デジタル戦略課とする。

(事業)

第4条 エキスタが実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ケーブルテレビを活用した地域情報の発信に関する事業
- (2) 地域情報化の推進に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(委任)

第5条 この要綱に定めることのほか、エキスタに関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月27日から実施する

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年1月14日から実施し、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から実施する。